

## 建設工事最低制限価格の算定方法について

「財団法人函館市住宅都市施設公社建設工事最低制限価格制度実施要領」を次のとおり改正します。

### 改正の概要

#### 1 基準価格の設定

最低制限価格を算定するための基準となる価格（＝基準価格）を、次に掲げる額の合計により求めます。

- (1) 直接工事費の 95%
- (2) 共通仮設費の 90%
- (3) 現場管理費の 70%
- (4) 一般管理費の 30%

ただし、その額が予定価格の 10 分の 9 を超える場合は、10 分の 9 の額とし、10 分の 7 に満たない場合は、10 分の 7 の額とします。

#### 2 最低制限価格の算定

- (1) 最低制限価格は、予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内とします。
- (2) 有効な入札書の最低の価格が前項の「基準価格」以上の場合は、「基準価格」を最低制限価格とします。
- (3) 有効な入札書の最低の価格が「基準価格」未満の場合は、当該入札について平均額を求め、その額を最低制限価格とします。ただし、その額が「基準価格」を上回った場合は、「基準価格」を最低制限価格とします。

#### 3 適用時期

平成 21 年 6 月 1 日以降に入札公告する建設工事から適用します。

その他詳細については、財団法人函館市住宅都市施設公社建設工事最低制限価格制度実施要領（平成 21 年 6 月 1 日改正）をご覧ください。

(平成 21 年 5 月 27 日)